

産業廃棄物処理業務委託仕様書

- 1 委託内容
県立延岡病院から排出される産業廃棄物の処理業務
- 2 排出事業場
延岡市新小路2丁目1番地10 県立延岡病院
- 3 委託する産業廃棄物の種類及び数量見込み
別紙のとおり
- 4 委託する産業廃棄物の搬入業者
県立延岡病院と委託契約を締結した収集運搬業者
- 5 産業廃棄物の収集運搬日
上記4の収集運搬業者により搬入された産業廃棄物については、速やかに処分を行うこと。
- 6 完了報告
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが管理運営している電子マニフェストシステム（JWNET）を利用し報告する。
- 7 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 8 事業所への立ち入り調査
県立延岡病院は、排出された産業廃棄物が契約どおりに処理されているかを確認するために、事業所への調査を行うことができるものとする。
立ち入り調査については、事前の通告なしに抜き打ちに行うこともある。